

箱根町新財源確保有識者会議第5回会議報告書

日 時：平成27年10月7日（水曜日）13：55～15：30
 場 所：箱根町役場分庁舎4階 第5会議室
 出席者：【箱根町新財源確保有識者会議】
 西本靖宏座長、伊集守直委員、北村幸弘委員、
 嶋矢剛委員、湯浅孝司委員
 【箱根町】
 川口特定政策推進室長、栢沼企画課長、吉田財務課長、
 伊藤特定政策推進室主幹、辻満
 【委託業者】
 (株)浜銀総合研究所地域戦略部 士野部長、馬目主任研究員
 丸山研究員

【会議概要】

1 開会

事務局

それでは、箱根町新財源確保有識者会議を開催させていただくが、会議に先立ち資料の確認をさせていただく。

今回の会議資料は、「会議次第」、「委員名簿」の他に5点送付している。「資料1 新財源確保について（提言案）」、「資料2 新財源確保に向けた考え方について」、「資料3 新財源確保策（素案）について〔本編〕」、「資料4 新財源確保策（素案）について〔資料編〕」、そして「参考資料1 財源不足に対する町の考え方」を配布しているが、資料の過不足はないか。

早速、議題に移るが、本日は、提言書案の内容について時間をかけて審議いただきたいので、最初に次第の（2）その他として、前回会議での指摘を踏まえた資料の修正・追記について説明させて頂き、その後、提言書案の審議という順序で進めていただければと考えている。

議事の進行は、箱根町新財源確保有識者会議設置要綱第5条により、座長が議長となることから、以降は、西本座長に議事進行をお願いしたい。

2 座長あいさつ

西本座長

皆さん、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

前回会議で新財源確保策として固定資産税超過課税が妥当という判断をいただきました。第6回会議において町に対して提言書を提出する必要がありますので、私の方で提言書案を作成してきました。

私の意見で記載した部分もありますので、本日はその内容について色々ご意見いただければと思います。

なお、先ほど事務局より、進行の順序について提案がありましたので、提言書案の議論の前に、前回会議の資料の修正について、先に進めて行きたいと思います。

3 議題

(2) その他

事務局から、前回の会議での4点の指摘を踏まえて修正した資料について説明した。

(前回会議の指摘事項)

- ・税目別評価の②収入安定性の法人町民税の記述が分かり難いのではないか。
- ・税目別評価の⑤導入時間の町民税と固定資産税の評価には差が無いのではないか。
- ・新財源確保策（素案-本編）に負担と使途の考え方の記述がない。
- ・新財源確保策（素案-資料編）の5ページに個人町民税の試算結果がない。

【参考】資料の修正箇所 各資料の赤字部分)

資料2 新財源確保に向けた考え方の5～7ページ

資料3 新財源確保策（素案）本編の6ページ

資料4 新財源確保策（素案）資料編の3～5, 16, 36ページ

西本座長

資料の修正につきまして何か、ご質問等ありましたらお願いいたします。

伊集委員

今、説明のあった資料2の7ページの⑤導入時間の記述部分で前回の議論を踏まえて修正していただいたが、すっきりしな

い印象がある。

このような説明もできると思うが、町民税で他団体のように目的税化する場合は、時間を要するという評価は、固定資産税の場合も同様に目的税化するのであれば、時間を要すると評価できると思う。

今回、箱根町では、新たな負担にあたり目的税化することを考えていないという前提に立てば、町民税の評価で他団体の例を用いて目的税化すると時間がかかるという記述は必要ないと思う。

5ページの表4の税目別評価は、固定資産税が望ましいことの根拠になると思うが、導入時間において固定資産税の方が優位であることを踏み込んで示さなくても、固定資産税を選択する根拠が揺らぐことはないと感じるので、導入時間の評価は同じで良いのではないか。

それに関連して、町民説明会で使用する参考資料の3ページ目にも同じ評価を用いており、こちらには評価点が加えられている。

町民の方に説明する際に点数化することで分かり易くするという効果はあると思うが、このように点数化する時に必ず議論になるのは、増収規模の◎の3点と徴税事務量の◎の3点は、同じ3点なのかという議論になり、逆に重要性が薄れてしまう部分もあるので場合によっては、加えなくても良いのではないか。

分かり易く説明するという見せ方の観点であれば、良いと思うが、このようにあえて加えて、逆に違う観点からの議論が出てくる場合もあるのでその部分は、少し気をつける必要があると思う。

事務局

まず、1点目の導入時間については、前回の指摘を踏まえて修正したが、町民税と固定資産税で目的税化するかしないかの検討は行っていないので、表4の評価を同評価とし、記述部分も差をつけない形に修正いたします。

また、参考資料1で点数をつけた理由は、庁内から固定資産税が1番というのは、表の◎の数で分かるが、それ以外の税目の順序が分かり難いという指摘があり、町民向けに説明する際は、限られた時間の中で説明を行うので、一目で結果を示すために評価点を追記しました。

この記載内容で行きたいと思いますが、注記で項目による重

み分けは行わず、分かり易くするために簡便的に点数化したことを明示したいと思います。

伊集委員

これをしっかり行おうとすると、①から⑥を100%のうちそれぞれ何%か配分して、それと評価を掛け合わせることになる。

そうする場合、項目毎の配分割合も、それで良いのか議論することになりますが、説明手法として可視化するのであれば、問題ないと思います。

嶋矢委員

町民説明会用の参考資料1の説明において目的税ではないので、用途を明確にしてないと説明があった。

固定資産税なので確かにそうではあるが、住民には2ページの歳出を含めて何かしら重点的に充当していくような説明をした方が理解しやすいと思うが、その辺の考え方を伺いたい。

特定政策推進室長

本来ならば、この目的のために超過課税をお願いしたいと説明したいが、今回は、町税が大幅に減収するなか現在の住民サービスを維持するために負担をお願いしたいと説明する形になると思う。

しかしながら、説明に当たっては参考資料1の2ページで観光関係の支出が大きいことと4ページの固定資産税の構成割合で町外の事業用資産の負担割合が高いことを説明し、現在の住民サービスを維持するなか観光関係に多額の費用を要しており、町内外の幅広い方に負担をお願いするために固定資産税の超過課税を選択したことを説明して行きたい。

北村委員

今の意見と関連するが、町民にとっては、急に取組みが始まり固定資産税が20%引き上げられると感じるので、かなり抵抗があるのではないか。

自分たちも多少負担はするが、観光に多額の経費を要しているのであれば、観光客や観光事業者に対して課税して欲しいという意見も想定されるので、負担の考え方については、充分説明をして欲しい。

特定政策推進室長

昨日の議会特別委員会でも検討期間が短すぎる。なぜ急に財政状況が逼迫したのか。町はこの状況を予測できなかったのかなど同様の質問があったが、これまで都市計画税をはじめ新た

な負担を求めずにやり繰りして来た結果、このような状況となり、反省する面もあると答弁しているので、同様の説明をして行きたいと考えている。

また、観光に関する経費が多いのであれば入湯税等で賄うべきという意見や歳出削減についても意見があると想定されるので、これまでの検討結果もとに丁寧に回答するとともに最終的には議会で審議していただくことを説明して行きたいと考えている。

西本座長

無ければ、前回の資料の修正について、これで了承いただいたということで先に進めて行きたいと思います。

(2) 提言書案について

新財源確保に係る提言書案について、西本座長が資料1をもとに記載内容の考え方を説明したあと、内容や表現に関して議論を行った。

西本座長

有識者会議で求められている提言書について、私が案を作成したので説明したいと思います。

(提言書案作成にあたっての考え方)

提言書案作成にあたっての考え方は、これまでの経過は、事務局から提出された様々な資料について議論を行い、それを踏まえて新財源確保策が提案され議論を行った結果、固定資産税超過課税が妥当であるという結論にいたりしました。

その資料と議事録は、全てホームページで公開されているので、提言書案には、事務局が作成した資料に記載されている内容は、あまり記載せずに有識者会議としてそれ以外の部分でつけ加えるという観点で記載しています。

特に附帯意見は、事務局で作成した今後の課題よりも、かなり厳しく記載しているので、色々と議論いただければと思います。

それでは、提言書案の内容について、どのような意図で記述したのかを簡単に説明したいと思います。

(1 結論と2結論に至るまでの審議経過について)

結論は、ご存じのとおりですが、結論に至る審議経過の(1)

新財源確保の必要性については、1段落目は、不交付団体は、一般的に財政的に豊かな団体とされるが、箱根町の場合は、他の不交付団体と異なっており、特に観光に係る支出がかなり大きく税収に見合っていないため、財政的に非常に厳しい状況に陥っていることを記載しました。

2段落目の「具体的には」以下は、事務局の資料をもとに記載しましたが、平成27年度予算編成では約7.5億円の財源不足が生じ、それは財源補てんにより何とか賄えましたが、今後は、財政調整基金の残高が少ないことや退職手当債が起債できないことにより、これまでと同様の財源補てんが難しいため、新財源確保を検討せざるを得ないと判断した過程を記載しました。

次に(2)新財源確保のための負担のあり方については、色々な手法が考えられる中で、町が検討した結果、単独税目案(固定資産税超過課税の導入)と複数税目案(固定資産税の超過課税と日帰り入湯税引き上げ)が示され、町で2つの案についてさらに検討した結果、単独税目案が最終案と示されて本会議としても単独税目案が妥当であるという結論に至りました。

単独税目案が妥当であると判断した理由として、前回会議で事務局から示された考えに補足して主な理由を二つあげています。

1点目は増収規模ということで、これは既に事務局の方から示されていますが、より詳しく補足しています。

7.5億円の財源所要額の算出部分は割愛し、そのあとのなぜ固定資産税の超過課税を選択するのかについて、事務局が示した理由付け以外の理由を補足しています。

一つ目は中盤あたりに記載していますが、やはり、税収の7割が固定資産税であり、この引き上げであれば2割増で7.5億円を確保できますが、他の税目の場合は、税収の規模が元々少ないため、7.5億円を確保するためには、税率を2～3倍に引き上げる必要があります、これは余りにも負担が重過ぎるということで得策とは言えないと記載しました。

もう一つの理由はとして数字の面から分析すると、今回の財源不足の大きな原因は、固定資産税の税収の落ち込みで、平成10年度のピークから約9.3億円も減少しています。

固定資産税は、固定資産の価格をもとに税金を課しますので固定資産の価格が下がれば、それだけ税収も減りますが、特に土地の価格が景気低迷により大幅に減少し、それに伴い税収も

大きく減少しています。

固定資産税の税収がかなり減っており、そのような意味で固定資産税の超過課税を行うのは、理にかなっているのではないかと考えました。

さらに今回の固定資産税超過課税は、ピーク時は今より9.3億円多かったところ、そこまでいかない7.5億円で納まるということで、過去にはそれ以上の負担をして頂いていますので、そのような意味で納税者に理解を求めることができるのではないかというのが、私の方で考えた理由付けとなります。

2点目の理由としては、幅広い負担になります。

先ほど参考資料で説明があったように、箱根町の特色として町外の納税者が非常に多く、その大半が観光に関係するなかで、そもそも箱根町の財政の一番の問題点は、観光に係る費用が多いという特徴があり、その部分を観光に関係する方から、受益者負担の観点も鑑みて税を幅広く徴収する場合に固定資産税の超過課税が一番良いのではないかということです。

住民だけに負担させると問題があるし、一方で特定の方に負担が集中するのも望ましくないもので、そのような意味で固定資産税は、幅広く住民だけではなく観光に関する方も含めて負担できるということで、その点で良いのではないかという理由づけを記載しています。

なお、入湯税についてですが、少し厳し目に記載しており、ここまで記載する必要があったのか疑念もないわけでは不是ですが、問題点としては、1点目に観光客にのみ負担を強いることがあげられます。これが果たして妥当かどうかについて、租税の理論からすると狙い撃ち課税となりあまり好ましくないと考えられます。

地方自治の観点からも、住民に係る費用は住民が負担すべきということが住民自治の考え方となりますので、その観点からすると住民でない観光客に対して重い負担を課すのは、住民自治を放棄したと言われても仕方がないという考え方があります。

2点目の問題点として民主主義の問題点があり観光客には投票権がありません。税金を上げる際には議会の議決が必要になりますので、投票権の無い人に対して負担を強いて、自分たちが何も負担しないというのは、地方自治の観点から非常に問題だというのは、租税の理論、さらには地方自治の理論から、指摘がなされる可能性もあります。

入湯税の税収割合が低ければ、引き上げても良いと思います。が、現状で約7億円の収入があり、町税収入63億円のうち1割以上が観光客の負担となっている状況では、地方自治の観点から考えた場合に、これ以上、負担を強いるのは問題があるのではないかというのが私の意見ということで、これ以上、負担を求めるのは好ましくないという表現で書かせていただきました。

以上から観光客に更なる負担を強いるというのは、租税の理論、更には地方自治の観点からすると問題が大きく、さらに付言して言うと、今回、観光に係る支出が多く観光客にかかる財政負担が非常に大きいと説明されていますが、箱根町は、観光を基幹産業としており、外部からは観光に関する経費がかかるのは当然だという指摘もありえますので、そのような考え方を踏まえて記載しました。

さらに、今回、固定資産税超過課税を実施するという案ですが、固定資産税は基本的に他の人に転嫁されると考えられます。

税の転嫁については伊集委員の方が詳しいと思いますが、基本的に法人に税金を課した場合に、その法人が本当に負担しているかということ、実は負担せずに消費者に転嫁されているというのが最近の租税における一般的な理解となります。

従って固定資産税の超過課税について、最終的に突き詰めて考えていくと、恐らく理論的には観光客に負担が強いられると考えられます。

実際、アパートなどの固定資産税については、賃借人に固定資産税を負担させているというのが、一般的な理解であり、そのような意味では、今回の場合も恐らく最終的には、観光客にもかなりの負担を強いることになり得ますので、そのようなことを色々考えてみますと入湯税をこれ以上、上げるのが、税収の割合からすると良いのかという部分に若干疑問を感じたので、強めにそこは書きました。

町の理由づけはわかりませんが、それを行うと地方自治における住民自治ではないという疑念が非常に生じてくるので、日帰り入湯税を引き上げる余地はありますが、税収という観点からすると、割合が高すぎるのではないかという点で、そのような理論的な話を私の意見としてつけさせていただきました。

以上が、負担のあり方の理由づけになりますが、一度ここで切りましてこの2点の理由づけについて、ご指摘いただければ

幸いです。

北村委員

委員それぞれで意見が、多少、異なる部分あるかと思いますが、1点目の増収の規模の下から3行目に「平成10年度のピーク時から9.3億円の減少をしている。今回の固定資産税の超過課税は、ピーク時以上の負担を求めるものではなく、その点では納税者の理解が得やすいものと思われる。」とありますが、この部分は、表現を少し検討した方が良いと思います。

2点目の幅広い負担ですが、座長から入湯税に関して強く表現したと説明がありましたが、最後の「これ以上の負担を求めるのは、好ましくない」という部分は、その前の「すでに応分の負担がなされていると考えられる」で止めた方が良いという印象を受けました。

伊集委員

今の指摘の1点目について、私も表現の仕方について気になる部分があり、「現在、財源不足に陥っている1つの原因は、固定資産税の税収の大幅な落ち込みあり」の要因は、固定資産の評価額の下落に伴う、固定資産税の税収の大幅な落ち込みなので、それを加えた方が良いのかなと思います。

納税義務者が減少しているのであれば、今回、総額としてはピーク時を超えないが、個々の納税者の負担は、ピーク時以上に上がることが起きてしまうという現象が起きてしまう。

今回は、納税義務者は、やや増加している中で、主に土地の評価額の下落により税収が落ちていることが要因であることを明確に書いておけば、その後のピーク時以上の負担を求めるものでなくという部分に、しっかり繋がると思うので、そのような形で表現を追加してはどうかと思います。

嶋矢委員

提言案をまとめていただいてありがとうございました。

私も2人の意見と同じですが、特に伊集委員と同じ意見で、1人当たりの負担がピーク時より上がる訳ではないことは記載しておいた方が良いと思います。2番目の部分は、同意見なので割愛させていただきます。

湯浅委員

提言書そのものは、住民は見られるのですか。

事務局

ホームページには公開しますので見ることはできます。また、議会には、提言書を報告する形になると思います。

湯浅委員

税に詳しくない方が、この文章を読むことも想定されますので、その際に納得感が得られるとすれば、1点目は、他の委員から指摘のあった内容で良いかと思えます。

2点目の入湯税の部分は、地方自治の観点からこれ以上の負担を求めるのは好ましくないというのは、私は聞いていてすごく納得感がありました。

私は、他の委員より税の専門性が高くありませんが、そういう意味では、先ほど説明のあった、町税収入63億円の既に10%程度が入湯税で占められていることや、観光客への狙い撃ち課税となること。さらに、観光客には投票権がないことも文章に盛り込むと、その背景が理解でき納得感に繋がるのではないかと感じました。

伊集委員

2点目の下から3行目の「入湯税の場合は、観光客のみに負担を強いることになるし」という部分に関しては、そのとおりだと思いますが、前提として複数税目案は、入湯税と固定資産税の引き上げがセットなので、入湯税の引き上げを組み合わせた場合は、観光客に対してより負担が偏るという考え方だと思います。

今日の前半の議論でもありましたが、観光向けの支出も多いなか、一方で住民向けの支出もあるので、そのバランスを考えた場合に観光客だけに負担が偏るのは良くないという方が表現としては、良いという印象を持ちました。

西本座長

最初に北村委員から指摘のあった、固定資産税のピーク時よりも負担は低いので納税者の理解が得やすいという部分については、それでも納税者の理解は、得られないのではという意見なので「求めるものではない」程度で留めたいと思います。

また、入湯税の引上げは、狙い撃ち課税になるという点と地方自治の観点についてはもう少し説明するとともに、最後の「これ以上負担を求めるのは好ましくない。」までは言及しない形で修正を加えたいと思います。

最後に、伊集委員の意見については、確かに入湯税の引き上げのみではないので、「観光客がより重い負担となってしまう。」という表現にしたいと思います。

他は、よろしいでしょうか。それでは、今、指摘のあった修正を加えて、結論に至るまでの審議の過程は、以上としたいと

思います。

(3 附帯意見について)

西本座長

次の附帯意見も私の方で、幾つか付け加えた部分がありますので色々ご意見を頂ければと思います。

附帯意見の実施の可否は町の判断となりますが、この会議として、意見しておきたいという項目を、五つあげて要望することとしました。

まず、(1) 議会での議論については、地方税法の要件であり、前回会議で伊集委員から指摘がありましたので、議会で十分議論する必要があるのではないかとということと、前回の議論で北村委員から歳出削減の内容等について踏み込んだ検討を行うべきという意見も踏まえて記述しました。

西本座長

(1) については、よろしいですか。

では、(1) は、これで良いということで、次に(2)の納税義務者への説明については、やはり住民に対する説明だけではなく、町外の納税義務者に対してもきちんと説明する必要があると思いましたが、事務局からも実施して行くと説明がありましたが、それに加えて実施していただきたいという趣旨で記載しました。

特に2行目の2割に満たない町外法人が税額の5割を占めており、2割上げると1事業者で数千万円程度の負担増となる場合もありますので、いくら法人でも、急にそれを言われて負担できないという批判が出る恐れがありますので、その点で十分に説明して頂きたいと思います。

なお、最後の「特に、今回は、超過課税の実施まであまり時間がないため」という部分をもう少し説明しますと、超過課税が実際に議会で議決されてから施行されるまでの期間が非常に短いことを意味しています。

今後は、12月議会で町税条例の改正案が議決され、1月1日が賦課期日となる予定で1ヶ月も無い状況ですが、租税法の理論で租税法律主義が憲法にあり、租税を課す際の要請として予測可能性と法的安定性があります。

税率を改正する場合も、いきなり変更して払えないという状況が出て来ますので、事前に十分な説明というか、周知をすることが予測可能性の考え方になります。

住民向けには10月に説明するという事なので特に問題は

ありませんが、高額納税者は、恐らく今年と同程度の税負担を想定して予算等を組んでいるはずなので、半年程度は期間を置かないと納税資金の問題が出てきますので、そのような意味で早めに周知を行う必要があるのではないかと思います。

実際には、納税通知書が発送されるのが5月の始め頃だと思いますので、時間はありますが法的には、1月1日が賦課期日ですので、賦課期日前には必ず改正する必要があります。

改正しないと遡及課税となりますので、それは絶対に避けるということで、今回の場合はかなり短い期間なので、そのような意味で議決されたら速やかに納税者に対して、様々な方法を利用して、周知徹底することを切望するという事で書かせていただきました。

西本座長

ご意見がありますか。よろしいですか。

それでは、「超過課税の実施まであまり時間がないため」という部分が、少し分かり難いので、実際に改正されてからの周知ということで議決されてから施行まで時間がないという表現に修正したいと思います。

西本座長

(3) 事後検証について、事務局では6年後に見直す方針と説明がありましたが、私は、適用期間を設けることは、超過課税というやむを得ない措置なので、恒久的には行わない意味で6年間は妥当であると思いますが、6年後に見直しするのでは、遅いのではないかと思います書かせて頂きました。

理由づけとしては、固定資産税の評価額は3年ごとに見直され、現状では、3年後に評価が上がる期待は見込まれませんが、今後オリンピックが控えていますので評価額が上がることもあり得ない訳ではないので、固定資産税の価格が大幅に変動する際には、再計算を行い本当に7.5億円必要なのかを検討すべきと考え、6年間の途中でも適宜、検証するべきとしました。何かご意見はありますか。よろしければ次に進みたいと思います。

西本座長

(4) 歳出削減策の確実な実施についてですが、今回の超過課税の前提は、中期財政見通しと行財政改革アクションプランをもとに7.5億円必要としており、この歳出削減が本当にプランどおり行えるのか、若干、外部の人間から見ると疑問がありましたので、確実な実施を切に望むとしました。

最後に（５）抜本的な歳出削減策の実施の検討についてですが、かなり厳しい表現としましたが、歳出削減等を行っても7.5億円の財源不足が生じることについて、委員の皆さんの前回の議論、これまでの議論を踏まえると、これを全て超過課税で賄うのではなく、より踏み込んだ歳出削減を考えた方が良いという意見がありましたので、それを踏まえた表現としました。

その1つ目の理由について、超過課税が、あくまで臨時的な措置であるという部分は、色々な意見があり学説では、そこまで臨時的ではなく現状の地方自治の観点から考えた場合、自由に行って良いという意見もある一方、ある文献によると総務省は、そのような見解なので、それを念頭に置いた表現としました。

もう一つは、納税者に対する理解を得るために、今回、初めて導入するので、最初から恒久的とすると住民からかなり反発を受けるのではないかと。しかも、今回2割の増税となるので、その意味でも2割の増税が恒久的に続くのかと言われた時に、かなり批判が出てくると思われます。

このため、あくまでも臨時的に導入する形で持っていかないと納税者の理解が中々得られないのではないかと考えました。

特に大口納税者は、今後、何千万円もの負担が続くこととなり、かなり反対される可能性もあり、導入後の訴訟のリスクも若干考えると、恒久的ではないことを触れておいた方が良いと思いました。

事務局案でも6年後に見直す際には税率の引き下げに向けて努力すると説明がありましたが、もう一步踏み込んで超過課税を終わらせることを前提に抜本的な歳出削減策を検討することを提言してはどうかと思い、このような表現としました。

また、これまでの議論で現状の行政サービスを引き下げても良いから歳出削減すべきという意見もありましたので、7.5億円を歳出削減で賄った場合、どの程度の行政サービスが減るか検討して、6年後、超過課税が終わる際に今後も現状の行政サービスを維持するために超過課税で行くのか、行政サービスが大幅に低下する覚悟で超過課税を廃止し歳出削減に踏み込むのかを議論した方が良いのではないかと考えこのような表現としましたので、色々のご意見いただければ幸いです。

北村委員

附帯意見の（４）と（５）ですが、負担のあり方という部分

の中で歳出削減策について確実な実施と検討という内容で二つに分かれています。が、(4)と(5)を統合して内容を2つに分けた方が良いのではないかと感じました。

また、私は、中期財政見通しとアクションプランの件について、座長よりさらに厳しい意見を持っていますが、これまで財政再建プランなど過去10年間で色々な計画を立てて、財政再建に取り組んで来たことは事実ですが、過去の結果と同様に仮に達成できないことのないようにという表現も入れて頂いた方が良いと思います。

嶋矢委員

北村委員と後半部分は同じ意見ですが、(4)と(5)は、むしろ峻別した方が良いと思います。

計画したプランの確実な実施と、今、提供している住民サービスの枠組み自体の見直し、民間でいうリストラとなりますが、各々が簡潔にまとまっておりますのでこの部分は、むしろ、分けた方が良いと思います。

伊集委員

(4)と(5)は、既にあるアクションプランの実施と長期的な見直しは、私も分けて考えるべきだと思います。その上で、私は(5)は、全面的に削除した方が良いのではないかと考えています。

座長の説明のように、超過課税6年で終わらせるために7.5億円の財源不足をどのように減らすか、それを減らした場合、どういう影響があるかをしっかり議論するのは大切であると思います。

一方、現実を考えた際に今後6年間も人口減少や所得の減少、これは景気動向により上がる可能性もありますが、その中で、当然、時限的な課税なので見直すことは必要であるし、その際に超過課税の税率を下げる。場合によっては上げないといけないという議論もありうると思います。

その中で本当に超過課税を終わらせるのであれば、行政サービスのうち何が必要かという議論もあわせて行う必要があると思いますが、この有識者会議で超過課税を終わらせるべきという方向性を出す必要は、全くないのではないかと考えています。

そういう意味では、削除するというよりはむしろ抜本的な財政健全化策の検討というような内容で支出削減の考え方もあるし、箱根町の場合、むしろ、観光で沢山の人が来ているにも

関わらず町民所得が伸びないという問題があり、町内の所得や課税ベースをどのように広げるかということも大事なので、そのようなことを抜本的に考える必要があるという方向で、むしろ書くべきではないかと思います。

繰り返しになりますが、6年で終わらせるべきだという意見は出すべきではないと考えております。

西本座長

私も現実的には7.5億円を歳出削減で対応するのは無理であると理解していますが、会議としては、その程度まで表現した方が良く考えました。

湯浅委員

これまでの議論の中で、町が行ってきたコスト削減については、ある程度妥当性があり、これ以上難しく、新財源確保という流れに来ているので、ここでもう一度、抜本的削減となると、議論が戻ってしまうと思います。

今は臨時的だが、6年後までに7.5億円の財源不足を解消するのは、現実的に難しいという印象を持っていますので、伊集委員の考え方と同じ意見ですが、歳出削減的な意味合いでの締めくくりではなく、どちらかというとも未来志向的な形、企業でいえばコスト削減するか売り上げを上げるかにより利益を出すわけですが、売り上げを上げる方向である町の収入をどのようにしたら増やす事が出来るのか検討するなど、まちづくり的な視点の含めた表現で締めくくると良いのかなと思いました。

嶋矢委員

(5)の趣旨は、これまでの議論で出ていた、現在、提供している住民サービスの枠組みを、今後、どこまで減らすかだと思います。

今の町の明るい将来の話は、今までの議論と踏まえた提言書の附帯意見としては、少し異質な感じがします。

伊集委員

その点については、この会議では、将来的に抜本的な歳出削減により、超過課税を終わらせるべきであるということについて、附帯意見を出せるような議論をしてないはずなので、むしろ、そういう長期的な点でいえば一般的なことしか述べられないと思います。

そのような意味では、今後も町で歳出削減の取組みを行ってもらいたいと思いますが、一方、その際には先ほど発言のあつ

たような根本的なまちづくりの点でどのようにして町の域内経済活性化を図るかも当然必要になるというのは、いずれも一般的な話で留めざるを得ないと思います。

したがって、具体的な方向性を出す議論はしてないので、今後の方向性として超過課税を6年間で終わらせて、それは歳出削減で賄うべきと記載していますが、そこまで踏み込んで書くことはできないのではないかと思います。

今後の部分が、そもそも具体的にこの場で議論していないという意味では、嶋矢委員と同じ見解であると考えております。

北村委員

新財源確保に関する提言案において、最初の結論と結論に至るまでの審議経過と、その後の附帯意見の全体のバランスを考えた際に、今回の会議では、伊集委員の発言のとおり、歳出については、具体的に何をどうすべきか一切、議論してはおりません。

西本座長

では、ここまでは書かずに行財政について、さらに改革を考える程度で留めておくということで、臨時的措置、それを残すかという部分ですが。

伊集委員

その表現を検討した方が良いと思うのは、臨時的な措置という表現にすると、恐らく臨時的に行っているので標準税率に戻しますというような意味合いが強くなるのが懸念されるからである。

むしろ適用期間を設けてそれを見直すことは、臨時的というより時限的な措置なので、恒久化しないという意味であれば、時限的な措置というふうに捉えた方が良いと思います。

先ほど座長の説明にありました、総務省が超過課税を臨時的な措置と捉えているのは総務省の見方かもしれませんが、それでは、実際の自治体の財政運営が成り立たない状況になっているので、その言葉を受けて臨時的という言葉を使う必要はないし、逆に臨時的という言葉は、町民の受け方もそれぞれだと思いますが、税率が低くなることを望む方も多いと思いますので誤解を与える可能性があると思います。

少なくとも、ここで意味しているのは、適用期間を設けて恒久化せずにはっきり見直しすることが大切なのであれば、時限的な措置という表現した方が良いと思います。

西本座長	恒久的に行うのは、良くないという形にして、さらなる行財政改革について検討を要望する位にしたいと思いますがよろしいでしょうか。嶋矢委員は、よろしいでしょうか。
嶋矢委員	座長がよろしければ結構です。
西本座長	そのような形で、臨時的ではなく時限的に実施するという形で、今後も行財政改革について、さらに検討してくださいというような形で、まとめたいと思います。 委員の皆さんから、他に何か、附帯意見を付け加えたいことがありますでしょうか。 無ければこれで、今日頂いた意見をもとに修正を行い、皆さんに最終的に承認いただいて、次回町の方に提出するという形で進めていきたいと思えます。ありがとうございました。 今後の修正については、一応、今日の結果をもとに事務局で修正をお願いして、それを皆さんで見ていただいてという方向で今後進めてまいりたいと思えますが、よろしいでしょうか。
伊集委員	次の会議で議論する時間はありますか。 修正案をまた見せていただき、何か意見があれば会議の前までに個別に意見を送るというような進め方でよいか。
事務局	まず、今回の議事録を作成し、それを踏まえて提言案の修正を行います。次回会議のはじめに、修正内容の確認と再修正が必要であればその内容について議論していただき、最終的にこの内容で問題ないか承認が得られた後に、町に対して提出して頂くという形で進めていきたいと思えます。 今回の修正箇所は、新たに項目を追加するようなものではなく、表現の修正のような事務的な修正となりますので、語句の確認とともに事務局で整理し、修正前と修正後のような形で示したいと考えております。
伊集委員	もし何か修正があれば、次回の会議の前に事務局に言った方が良いのか。
西本座長	提言案の修正について、後程、気付いたことがあれば、メール等で送っていただければと思えます。 私が作成しましたが、用語など間違っている部分もあります

ので、その確認も含めて提言書案の修正は、事務局でお願いしたいと思います。

これまで色々と議論していただいて、これでようやく、提言書案の方もまとまりまして、色々と屈託のないご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

4 閉会

西本座長

次回が最終回となりますが、その他、何かつけ加えたいことがございませんでしょうか。

次回が第6回の会議ということで10月30日の午後2時から4時となっています。では、本日の議題はこれですべて終了しました。どうもご協力ありがとうございました。